子育て教育

就学援助の申請をお忘れなく

国公立の小・中学校に通うお子さんがいる市内在住の家庭で、生活保護や児童扶養手当を受給しているか、これらに準ずる経済状況の世帯（収入制限有）に、教育費の一部を援助します。

援助を希望する方で、申請していない場合は、速やかに申請してください。支給金額は申請日によって異なります。

既に申請した方には7月上旬に審査結果を通知します。詳細は市Webをご覧ください。

▽対象費用　学用品費・校外活動費等

申申込フォーム（下記参照）

先問学務課学務係

私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金

私立幼稚園または認定こども園（教育機能部分）等に在籍する園児の保護者を対象に、保育料の一部を補助します。詳細は園を通じて配布する申請書類または市Webをご覧ください。

対市内在住で、私立幼稚園または認定こども園（教育機能部分）等に在籍しているお子さんの保護者

▽補助金額上限（月額）　1800円～6200円（市民税所得割額等で変動）

※入園児は入園準備金として年額1万円を加算

▽支払日　11月末ごろ（4～8月分）

※9月～令和8年3月分は令和8年5月末ごろに支払い

申窓口

※申請書の在籍証明欄を各園で記入してもらい提出してください。

※園から申請書類の配布がない場合はお問い合わせください。

限7月18日（金）

先問子育て支援課保育・幼稚園係

保険年金

国民年金障害基礎年金・特別障害給付金制度

障害基礎年金

国民年金加入中に障害の原因となった病気やけがの初診日があり、国民年金法に定める1・2級の障害状態になった方が請求できます。また、60～64歳の間に初診日がある方（日本在住）も請求できます。詳細は「日本年金機構」Web（下記参照）をご覧ください。

※年金の繰り上げ受給している方を除く

対次のいずれかに該当する方

○初診日が属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めていた期間が3分の2以上である

○初診日が属する月の前々月までの1年間に保険料の未納が無い

▽令和7年度年金額（年額）

○1級＝103万9625円（70歳以上は103万6625円）

○2級＝83万1700円（70歳以上は82万9300円）

※お子さんがいる方には、1・2人目は各23万9300円、3人目以降は各7万9800円を加算

20歳前の傷病による障害基礎年金支給制限について

20歳に達した時点で障害の程度が国民年金法に定める1・2級の障害状態で、一定以上の所得がある場合は、所得額に応じて全額または半額が支給停止となります。

特別障害給付金

国民年金への加入が任意だったため加入せず、その間に初診日があり、障害基礎年金を受けられない人のための給付制度です。詳細は「日本年金機構」Web（下記参照）をご覧ください。

▽令和7年度年金額（月額）

○1級相当＝5万6850円

○2級相当＝4万5480円

問府中年金事務所　☎042・361・1011

国民健康保険送付します令和7年度賦課決定通知書

7月中旬に納税義務者である世帯主の方に、賦課決定通知書を送付します。

6月下旬以降に加入した方は、賦課決定通知書の送付が8月以降になる場合があります。

5月以降に脱退した方は、脱退した月の前月分までの保険税が課税されます。

問保険年金課国民健康保険係

令和7年度 多摩・島しょ広域連携活動助成事業 子ども体験塾 東京秋冬満喫キャンプ

都内で楽しめる「秋冬ならではの風物詩」を体験する1泊2日のイベントです。

対稲城市・町田市・多摩市に在住の小学3年生～高校3年生

日内○10月25日（土）～26日（日）＝アウトドアでハロウィンパーティ

○11月29日（土）～30日（日）＝シェルターでビバーク（テントを使わない野宿）体験

○12月20日（土）～21日（日）＝焚き火＆クッキング・クラフト遊び・落ち葉プール遊び

▷集合時間・場所　午前10時20分・JR横浜線相原駅

▷解散時間・場所　午後3時45分・JR横浜線相原駅

場Nature Factory東京町田（町田市相原町5307－2）

定各回30人〔申込者多数の場合は抽選し、当選者へ9月5日（金）までにメールで通知〕

費各7,000円

申申込フォーム（右記参照）〔7月1日（火）正午～〕

限8月31日（日）午後5時

主町田市・多摩市・稲城市子ども体験塾実行委員会

先問町田市子ども総務課子ども体験塾担当　☎042－724－2876、NPO法人国際自然大学校　☎03－3489－6320

▲ビバーク体験

▲落ち葉プール遊び

国民健康保険・後期高齢者医療保険 資格情報のお知らせ・資格確認書（一斉更新）

現在発行されている被保険者証や資格確認書が7月末から9月末までに有効期限が切れることから、資格情報のお知らせまたは資格確認書を送付します。8月以降はマイナ保険証もしくは今回送付する資格確認書を医療機関に提示して受診してください。

国民健康保険

マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを、お持ちでない方には資格確認書を7月中旬から順次世帯主宛てに送付します。マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証での受付が困難な方には、申請により資格確認書を交付しています。詳細はお問い合わせください。

後期高齢者医療保険

8月1日から使用できる資格確認書を7月中旬から順次被保険者全員に送付します。現在、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている方で8月以降も対象となる方には、限度区分を併記した資格確認書を送付します。

なお、資格確認書はマイナ保険証の保有状況にかかわらず全ての方に交付します。この交付は、令和8年7月末まで継続されます。

資格情報のお知らせと資格確認書の違い

資格情報のお知らせ

医療機関のカードリーダーでマイナ保険証を読み取ることができない場合等に、マイナ保険証と共に提示することで受診できます。

資格確認書

現行の被保険者証と同様に、医療機関の窓口で提示することで受診できます。

問保険年金課国民健康保険係・後期高齢者医療係

送付物確認フロー図

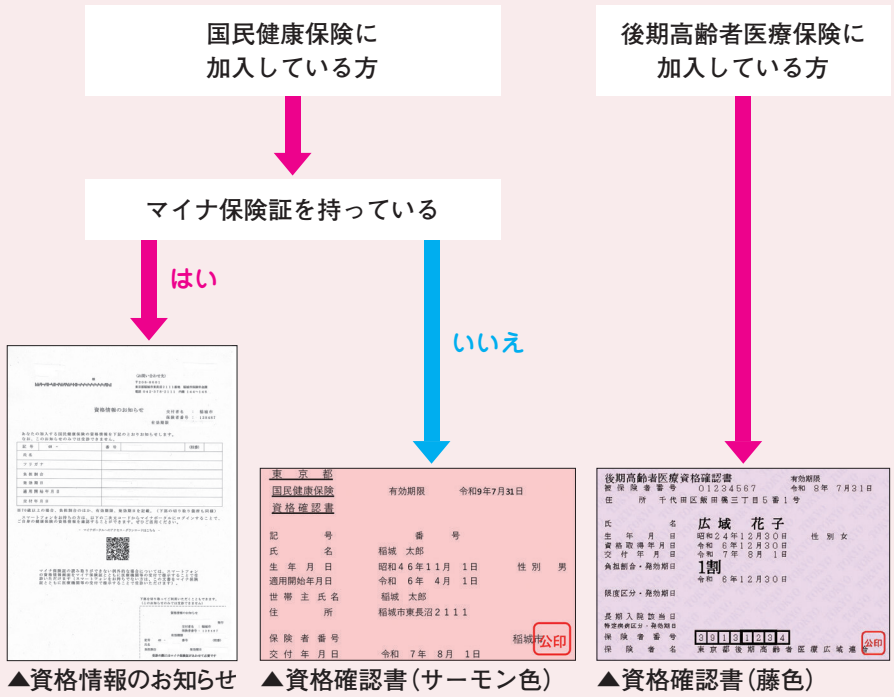

▲資格情報のお知らせ　▲資格確認書（サーモン色）　▲資格確認書（藤色）